

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.064

処 分 名	建築物省エネ法 認定建築主に対する改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 33 条
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築等の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(認定建築主に対する改善命令)

第三十三条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。